



栃木県公報

令和4(2022)年
3月31日(木)
号 外
第 25 号

目 次

規 則

○栃木県立衛生福祉大学校規則の一部改正..... 1
 ○栃木県財務規則の一部改正..... 6
 ○栃木県収入証紙条例施行規則の一部改正..... 7

規 則

栃木県規則第23号

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県立衛生福祉大学校規則の一部を改正する規則

栃木県立衛生福祉大学校規則（昭和59年栃木県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入学志願の手続) 第6条 大学校に入学しようとする者は、次に掲げる書類を大学校長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 推薦書（ <u>学校推薦型選抜</u> により入学しようとする者に限る。別記様式第4号）	(入学志願の手続) 第6条 大学校に入学しようとする者は、次に掲げる書類を大学校長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 推薦書（ <u>推薦入学試験</u> により入学しようとする者に限る。別記様式第4号）
(入学試験) 第7条 大学校長は、入学志願者に対し、 <u>入学試験</u> として、 <u>一般選抜</u> 又は <u>学校推薦型選抜</u> を行う。 2 <u>一般選抜</u> は、筆記試験、面接試験その他大学校長が必要と認める方法により行う。 3 <u>学校推薦型選抜</u> は、小論文、面接試験その他大学校長が必要と認める方法により行う。 4 <u>一般選抜</u> 及び <u>学校推薦型選抜</u> の実施に関し必要な事項は、あらかじめ知事が公告する。	(入学試験) 第7条 大学校長は、入学志願者に対し、 <u>一般入学試験</u> 又は <u>推薦入学試験</u> を行う。 2 <u>一般入学試験</u> は、筆記試験、面接試験その他大学校長が必要と認める方法により行う。 3 <u>推薦入学試験</u> は、小論文、面接試験その他大学校長が必要と認める方法により行う。 4 <u>一般入学試験</u> 及び <u>推薦入学試験</u> の実施に関し必要な事項は、あらかじめ知事が公告する。

別表の1 保健看護学部保健学科の部及び2 保健看護学部看護学科本科の部を次のように改める。

1 保健看護学部保健学科

授業科目		単位数	時間数	備考	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	45		
	保健医療社会学	1	15		
	個人・家族・集団・組織の支援	相談援助技術概論	1	30	
		相談援助技術方法論	2	45	
		ヘルスカウンセリング論	1	30	
		集団援助技術論	1	15	
	健康教育論	2	60		

公衆衛生看護活動展開論	母子保健活動論	1	30	
	成人保健活動論	2	60	
	高齢者保健活動論	1	15	
	精神保健活動論	1	15	
	産業保健活動論	1	15	
	学校保健活動論	1	15	
	地域ケアシステム論	1	30	
公衆衛生看護管理論	公衆衛生看護管理論	1	15	
疫学	疫学Ⅰ	1	15	
	疫学Ⅱ	1	15	
	公衆衛生看護研究	2	30	
保健統計学	保健統計学	2	45	
保健医療福祉行政論	保健行政論	1	20	
	福祉行政論	1	30	
	健康政策概論	1	30	
	健康政策展開論	2	60	
臨地実習	個人・家族の支援実習	公衆衛生看護学実習Ⅰ	1	45
	集団・組織の支援実習	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1	45
	公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	公衆衛生看護学実習Ⅲ	3	135
計		35	905	
論理的思考		1	30	
合計		36	935	

2 保健看護学部看護学科本科

授業科目		単位数	時間数	備考	
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30	
		哲学	1	15	
		情報科学Ⅰ	1	15	
		情報科学Ⅱ	1	15	
		看護倫理	1	15	
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	30	
		教育学	1	30	
		社会学	1	30	
		生活科学	1	15	
		看護基礎英語	1	15	
		英会話	1	15	
		レクリエーション理論	1	15	
		文化人類学	1	30	
	人間関係論	1	30		
計		14	300		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30	
		生化学	1	30	
		栄養学	1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学	1	30	
微生物学		1	30		

		病態生理学総論	1	30	
		疾病と治療Ⅰ	1	30	
		疾病と治療Ⅱ	1	30	
		疾病と治療Ⅲ	1	30	
		疾病と治療Ⅳ	1	30	
		疾病と治療Ⅴ	1	30	
		治療論	1	30	
		形態機能学	1	15	
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学Ⅰ	1	15	
		公衆衛生学Ⅱ	1	15	
		社会福祉Ⅰ	1	15	
		社会福祉Ⅱ	1	15	
		関係法規	1	15	
		保健医療論	1	15	
		計	22	555	
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	
		看護の理論	1	15	
		看護の基本となる技術Ⅰ	1	30	
		看護の基本となる技術Ⅱ	1	30	
		看護の基本となる技術Ⅲ	1	30	
		看護の基本となる技術Ⅳ (看護過程)	1	30	
		生活を整える技術Ⅰ	1	30	
		生活を整える技術Ⅱ	1	30	
		診療に伴う技術	1	30	
		臨床看護総論Ⅰ	1	15	
		臨床看護総論Ⅱ	1	15	
	地域・在宅看護論	地域で暮らす人々の理解	1	15	
		地域・在宅看護論概論	1	15	
		地域・在宅看護技術	1	30	
		ケアマネジメント	1	15	
		地域・在宅看護過程	1	15	
		地域・在宅で活躍する看護師	1	15	
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		病いと共に生きる看護	1	30	
		生命が脅かされる病いの看護	1	30	
		病いの回復に向けての看護	1	30	
		病いと共に生きる人とその 家族への看護(看護過程)	1	15	
		死を迎える大人と家族への 看護	1	15	
	老年看護学	高齢者の健康と生活	1	30	
		高齢者の日常生活援助技術	1	30	
		高齢者の健康障害時の看護	1	15	
		多様な生活の場での高齢者 看護	1	15	
小児看護学		子どもの成長・発達と健康	1	30	

		子どもの発達を支える看護	1	15	
		子どもの治療処置にともなう看護	1	30	
		病いをもつ子どもの生活支援	1	30	
母性看護学		母性看護学概論	1	30	
		母と子をささえる看護Ⅰ(妊婦・産婦)	1	30	
		母と子をささえる看護Ⅱ(褥婦・新生児)	1	30	
		母と子をささえる看護Ⅲ(ハイリスク)	1	15	
精神看護学		精神看護学概論	1	30	
		精神に障害をもつ人の理解	1	15	
		精神に障害をもつ人を支える看護	1	30	
		地域で生活する精神に障害をもつ人への看護と基本技術	1	30	
看護の統合と実践		看護管理・看護研究	1	30	
		国際・災害看護	1	30	
		臨床看護の実際	1	30	
		多職種協働	1	15	
		キャリアデザインⅠ	1	15	
		キャリアデザインⅡ	1	15	
		キャリアデザインⅢ	1	15	
計			46	1,095	
臨地実習	基礎看護学	看護の道しるべ	1	30	
		看護を知る	1	30	
		看護実践力の基礎となる	2	60	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論Ⅰ	1	30	
		地域・在宅看護論Ⅱ	2	60	
		地域・在宅看護論Ⅲ	2	60	
	成人・老年看護学	生活機能を整える看護	2	60	
		生命が脅かされる病いの看護	2	60	
		病いの回復に向けての看護	2	60	
	小児看護学	子どもの看護	2	60	
	母性看護学	母と子をささえる看護	2	60	
	精神看護学	精神の看護	2	60	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	2	60	
計			23	690	
合計			105	2,640	

別表の6 臨床検査学部臨床検査学科の部を次のように改める。

6 臨床検査学部臨床検査学科

教育内容	単位数	授業科目		講義		実習		合計	
		講義	実習	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数
基礎 分 科学的 思考の 基盤	14	統計学		1	15			1	15
		物理学		1	30			1	30
		化学	化学実習	2	45	1	30	3	75

野		生物学		1	30			1	30	
		英語 A (医療英語)		2	30			2	30	
		英語 B (医学論文)		1	15			1	15	
		情報科学演習		1	15			1	15	
	人間と生活・社会の理解		倫理学		1	15			1	15
			社会学		1	15			1	15
			保健体育(実技)		1	15			1	15
			コミュニケーション学		1	15			1	15
小計	14		13	240	1	30	14	270		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	組織学実習	2	45	1	30	3	75	
		生理学		2	45			2	45	
		生化学	生化学実習	2	45	1	45	3	90	
	臨床検査の基礎とその疾病との関連			基礎実習			1	30	1	30
		微生物学	微生物学実習	1	30	1	30	2	60	
		臨床栄養学		1	30			1	30	
		病態薬理学		1	30			1	30	
		心理学		1	30			1	30	
	保健医療福祉と臨床検査	公衆衛生学		2	45			2	45	
		保健医療福祉総論		2	30			2	30	
	医療工学及び医療情報	医用工学概論	医用工学実習	1	15	1	45	2	60	
検査機器学			1	15			1	15		
情報科学			1	30			1	30		
小計	22		17	390	5	180	22	570		
専門分野	病態学	病理学		2	45			2	45	
		臨床検査医学総論		3	60			3	60	
		病態解析演習		2	60			2	60	
	血液学的検査	血液学		1	30			1	30	
		臨床血液学	臨床血液学実習	2	60	2	60	4	120	
	病理学的検査	病理検査学	病理検査学実習	2	45	2	60	4	105	
			細胞診検査学実習			1	30	1	30	
	尿・糞便等一般検査	一般検査学	一般検査学実習	1	30	1	45	2	75	
		寄生虫学	寄生虫学実習	1	15	1	30	2	45	
	生化学的検査・免	臨床化学	臨床化学実習	2	60	2	60	4	120	

疫学的検査		放射性同位元素検査技術学		1	15			1	15
		免疫学		1	30			1	30
		免疫検査学	免疫検査学実習	1	30	1	30	2	60
遺伝子関連・染色体検査	3	遺伝子・染色体検査学	遺伝子・染色体検査学実習	2	45	1	45	3	90
輸血・移植検査	4	輸血・移植検査学	輸血・移植検査学実習	3	45	1	45	4	90
微生物学的検査	6	微生物検査学	微生物検査学実習	3	45	3	90	6	135
生理学的検査	10	生理機能検査学A	生理機能検査学実習	4	60	2	60	6	120
		生理機能検査学B	画像検査学実習	2	45	2	60	4	105
臨床検査総合管理	6	検査総合管理学A		2	30			2	30
		検査総合管理学B		2	30			2	30
		検査総合管理学C		2	30			2	30
医療安全管理	2	医療安全管理学	医療安全管理学実習	1	15	1	30	2	45
臨地実習	13		臨地実習			13	530	13	530
小計	73			40	825	33	1,175	73	2,000
計	109			70	1,455	39	1,385	109	2,840
総合演習	2	総合演習		2	60			2	60
総計	111			72	1,515	39	1,385	111	2,900

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和4年3月31日において栃木県立衛生福祉大学の保健看護学部保健学科、保健看護学部看護学科本科及び臨床検査学部臨床検査学科に在学する者に係る授業科目、単位数及び時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医療政策課)

栃木県規則第24号

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県財務規則の一部を改正する規則

栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第52条 略 <u>(指定納付受託者の指定又は指定の取消し)</u> 第52条の2 課長又は公所の長は、法第231条の2	第52条 略

栃木県収入証紙条例施行規則（平成16年栃木県規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第6条に規定する指定人（以下「指定人」という。）は、買い受けた収入証紙を売りさばく場所（以下「売りさばき場所」という。）に標札（別記様式第2号）を掲げるものとする。<u>ただし、知事が適当と認める方法で売りさばき場所の表示をする場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(指定の申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第6条に規定する指定人（以下「指定人」という。）は、買い受けた収入証紙を売りさばく場所（以下「売りさばき場所」という。）に標札（別記様式第2号）を掲げるものとする。</p>

別記様式第1号備考を削る。

別記様式第2号備考1中「60センチメートル」を「25センチメートル」に、「25センチメートル」を「7センチメートル」に改める。

別記様式第7号（その2）を次のように改める。

(その2)

還付等申請書

¥ _____

次のとおり収入証紙を返還しますので承認のうえ、買戻し願います。

年 月 日

栃木県知事 様

申請者

住 所
氏 名
連絡先

1 買戻し理由（具体的に記入のこと。）

2 収入証紙購入年月日 _____

収入証紙購入場所 _____

3 収入証紙内訳 _____ 円券 _____ 枚

収入証紙貼付欄

支払金融機関名	
店 舗 名	
口 座 種 別	普通・当座
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (カ ナ)	

備考 指定人以外の者が申請する場合に使用すること。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の栃木県収入証紙条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に掲げられている旧規則別記様式第2号の規定による標札は、改正後の栃木県収入証紙条例施行規則の規定に適合しているものとみなす。

(会計局会計管理課)